



佐賀県 弁護士会便り

第142号

R5/1/1
発行

コロナ版

ローン減免制度 10 の Q & A

Q1 この制度の対象となるのはどんな人ですか？

新型コロナウイルスの影響で収入が減少するなどして、住宅ローン、事業性ローン、カードローンなどのローン(クレジット債務などを含む)の支払いが難しくなった個人や個人事業主です。 **A**

Q2 制度の利用でどんな効果がありますか。

一定の財産を残しつつ、ローンの減額や免除を受けることができます。 **A**

Q3 ローンの減免はどのような手続で行われますか。

簡易裁判所の特定調停手続を利用します。この手続を進めるために、各地の弁護士会に登録されている弁護士などの登録支援専門家が、必要となる書類の作成や債権者との協議などの手続を無償で支援します。 **A**

Q4 どのような債権者のローンが対象ですか。

原則として、銀行などの金融機関、貸金業者、クレジット会社、リース会社、債権回収会社などのローンが対象です。 **A**

Q5 住宅ローンを組んでいる人は住宅を手放さなければいけませんか。

個人再生手続の住宅ローン特則のように、住宅ローンについては従来どおり支払いを継続し、その他のローンだけ減免を受ける手続もあります。 **A**

Q6 いつ借りたローンでも減免の対象になるのですか。

令和2年2月1日(基準日)までに借りたものに加え、この基準日の後でも、同年10月30日までに新型コロナウイルスによる影響のために借りたものであれば対象になります。 **A**

Q7 自己破産や個人再生手続と比べてどんなメリットがありますか。

①制度を利用してもブラックリスト(信用情報)に登録されない、②手続を支援する専門家の費用がかからない、③保証債務の履行が求められないことがある、などのメリットがあります。 **A**

Q8 この制度を利用したい場合にはどうすれば良いですか。

最も借入残高が多い債権者から制度利用の同意(着手同意)を得た上で弁護士会に手続支援を依頼して下さい。 **A**

Q9 金融機関等が制度利用の同意をしてくれない場合はどうすれば良いですか。

苦情・相談受付窓口(二次元バーコード)が設けられていますが、各地の弁護士会にもお気軽にご相談を。 **A**



Q10 ローン(債務整理)の相談をした弁護士がそのまま登録支援専門家になってくれるのですか。

ご相談を担当した弁護士とは別の弁護士が登録支援専門家になります。 **A**

...まとめると↓↓

1. 特別定額給付金などの差押禁止財産に加え、**財産の一部を手元に残せる**

2. **信用情報** 登録機関に登録されないで、その後の借入の可能性を残せる

3. 弁護士、不動産鑑定士など**専門家の支援が無償**で受けられる

* **住宅を手放さず**に 住宅ローン以外のローンだけを減免する方法もあります

詳細なQ & Aは、(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HPをご参照ください。

<http://www.dgl.or.jp/covid19/>



佐賀県弁護士会
電話番号
0952-24-3411



法律相談のご案内

交通事故専門無料相談

日時 毎週火曜日(祝日は除く)

13:30~16:00

場所 佐賀県弁護士会館

主催 公益財団法人日弁連交通事故相談センター佐賀県支部

相談申込は弁護士会までお電話を(要予約)

TEL 0952-24-3411